

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価

（修正二次案）

目次	頁
1. はじめに	4
1. 1. 経緯	4
1. 2. 審議開始にいたるまでの主な議論	5
1. 2. 1. 「中間とりまとめ」案の座長及び座長代理一任後の検討の経緯	5
1. 2. 2. 諮問の内容に関する主な議論	5
①BSE 検査月齢の見直し	
②トレーサビリティ	
③飼料規制	
④ SRM 除去とピッシング	
1. 3. 審議の基本方針	6
2. リスク評価に関する基本的考え方	7
2. 1. 考え方のモデル	7
2. 2. 主な論点	8
①飼料規制の実効性	
②BSE 検査	
③SRM 除去	
④ピッシング	
3. 諮問項目に関する評価と見解	10
3. 1. 定性的リスク評価	10
3. 1. 1. 定性的リスク評価の考え方	10
3. 1. 2 定性的リスク評価の具体的方法	11
3. 1. 2. 1. 生体牛の BSE プリオン蓄積度に関する項目	11
3. 1. 2. 1. 1. 導入リスク	11
3. 1. 2. 1. 2. 飼料規制	12
3. 1. 2. 1. 3. BSE プリオンの体内分布	12
3. 1. 2. 1. 4. 疑似患畜の検査	13
3. 1. 2. 1. 5. 死亡牛の検査	13
3. 1. 2. 2. 食肉のプリオン汚染度に関する検討項目	13

3. 1. 2. 2. 1. SRM除去／汚染防止	13
3. 1. 2. 2. 1. 1. スタンニング	14
3. 1. 2. 2. 1. 2. ピッシング	14
3. 1. 2. 2. 1. 3. SRM除去	14
3. 1. 2. 2. 1. 4. 脊髄組織の飛散防止	14
3. 1. 2. 2. 1. 5. 標準作業手順書 (SOP)	14
3. 1. 2. 2. 2. と畜検査	15
3. 1. 2. 2. 2. 1. ELISA テスト	15
3. 1. 2. 2. 2. 2. トレーサビリティ	15
3. 1. 2. 2. 2. 3. 検査陽性牛の排除	15
3. 1. 3. BSE 検査対象月齢の見直しに伴う定性的リスク評価	15
3. 1. 4. 今回のリスク評価における課題	17
3. 2. BSE検査月齢の見直しにかかわる定量的リスク評価	17
3. 2. 1 暴露リスクの面からの評価 (試算)	17
3. 2. 1. 1. 評価モデル	17
①と畜場における全頭検査によるリスク回避	
②と畜場における安全なと畜法	
③特定危険部位 (SRM)の除去	
④背割り前の脊髄吸引によるリスク低減	
3. 2. 1. 2. 日本における BSE 汚染	20
3. 2. 1. 2. 1. 飼料規制前 (1996 年から 2001 年まで)	22
3. 2. 1. 2. 2. 飼料規制後 (2001 年 10 月から 2003 年 6 月まで)	23
3. 2. 1. 3. 日本における BSE の人への暴露リスク (2005 年)	24
3. 2. 1. 3. 1. 感染価に関する考え方	24
3. 2. 1. 3. 2. BSE 検査と特定危険部位除去により低減される暴露リスク	25
3. 2. 1. 3. 3 BSE 検査を 21 ヶ月以上とした場合の BSE の人への暴露リスク	25
リスク評価－シナリオ－1	
リスク評価－シナリオ－2	
3. 2. 2. 定量的リスク評価による検査月齢の見直しに関する見解	27
3. 3. SRM除去によるリスク低減効果に関する見解	28
と畜・解体法の実態	
3. 4. 飼料規制に関する見解	29
①輸入飼料に係る交差汚染の防止	
②販売業者における規制の徹底	

③牛飼育農家における規制の徹底	
3. 5. BSE に関する調査研究の一層の推進	3 0
4. 結論（議論の結果をまとめる）	3 1
5. おわりに	3 1
<u>参考文献</u>	3 1
(参考)「今後のために」	
6. 1. SRM 除去によるリスク低減効果の定性的リスク評価モデル（私案）	3 3
6. 2. 飼料規制によるリスク低減効果の定性的リスク評価モデル（私案）	3 5
飼料に関する定量的リスク回避の考え方（モデル）－1	3 6
飼料に関するリスク回避の定性的評価の考え方（モデル2）	3 7
飼料に関するリスク回避の定性的評価の考え方（モデル）	3 8

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価

（修正二次案）

1. はじめに

1. 1. 経緯

本調査会は、我が国における牛から人への牛海綿状脳症（BSE）プリオンの感染リスクの評価及びリスク対策による低減効果等を検討する目的で、我が国における BSE 対策全般について検証した。その結果を、昨年 9 月に「中間とりまとめ」²⁾として公表するとともに、厚生労働省及び農林水産省に通知した。

食品安全委員会ではプリオン専門調査会などにおける議論の参考とし、また広く関係者の意見を議論に反映させていくため、厚生労働省、農林水産省、都道府県などの協力を得て、全国各地で意見交換会を実施し、これまでに 47 都道府県 50 会場で意見交換会を開催した。

その中で、SRM（特定危険部位）除去や飼料規制の徹底、検査技術や発症メカニズム等の調査研究の推進を望む声があったほか、BSE 検査の月齢の見直しに関しては、BSE の科学的不確実性や BSE に対する不安、牛肉消費に対する懸念等から全頭検査の継続を支持する意見と、全頭検査から 20 ヶ月齢以上の牛への見直しを支持する意見に分かれた。さらに、意見交換会を通して我が国の BSE リスクについて理解できたとする意見や米国産牛肉の輸入問題については、食品安全委員会でリスク評価を行うべきであるという意見があった。

（リスクコミュニケーションの詳細については第 20 回プリオン専門調査会参考資料 4 参照）

厚生労働省及び農林水産省は、この「中間とりまとめ」を受けて BSE 対策の見直しについて検討を行い、①と畜場における BSE 検査、②特定危険部位（SRM）の除去の徹底、③飼料規制の実効性確保の強化、④BSE に関する調査研究の一層の推進の 4 項目について BSE 対策の見直しをとりまとめた。

その後、食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省より、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項 13 号及び同条第 3 項の規定に基づき、我が国における BSE 対策に係る食品健康影響評価（同法第 11 条第 1 項）¹⁾について意見を求められた（平成 16 年 10 月 15 日、関係書類を接受）。

プリオン専門調査会の中間とりまとめの際、BSE 検査における検出限界に関する議論がなされた。と畜場の全頭検査で 21、23 ヶ月齢という非常に若いウシで陽性例が見られたこ

と、しかし 20 ヶ月齢以下のウシでは陽性例は見られなかったことが議論された。科学的に月齢の線引きが困難であるため、結論では事実を記載するにとどめた。今回の諮問においては、リスク管理の観点から、20 ヶ月齢という線引きで BSE 検査を見直すことに関する諮問も含まれている。

本評価報告は、要請された 4 項目の BSE 対策に関して、厚生労働省及び農林水産省によって講じられた BSE 関連施策（BSE サーベイランス、飼料規制、トレーサビリティ、と畜場におけるスクリーニング及び SRM の除去等）の効果を総合的に勘案し、リスク評価を行った結果である。なお、プリオン専門調査会では、10 月 26 日、11 月 16 日、12 月 6 日、12 月 22 日、1 月 21 日、2 月 24 日、〇月〇日の〇回にわたって調査審議を行い、本報告書を取りまとめた。

本報告書の内容は 1. はじめに、2. リスク評価に関する基本的考え方、3. 諮問項目に関する評価と見解、4. 結論、5. おわりに、から成っている。

1. 2. 審議開始にいたるまでの主な議論

1. 2. 1. 「中間とりまとめ」案の座長及び座長代理一任後の検討の経緯

専門調査会で審議した「中間とりまとめ」案が本委員会で承認されるまでの経緯について、山内委員から疑問が提示された。これについて、吉川座長、金子座長代理、村上評価課長が、それぞれの立場から経緯説明を行った。まとめとして、吉川座長から透明性の確保に努力することが必要であるとの発言があった。

1. 2. 2. 諮問の内容に関する主な議論

①BSE 検査月齢の見直し

「中間とりまとめ」では科学的不確実性とデータの不足を述べ、検査の限界、SRM 除去の重要性に触れ、SRM の除去、飼料規制、調査研究の諸項目について勧告した。山内委員から、BSE 検査月齢の線引きは科学的根拠に欠けるとして結論では勧告しなかったにもかかわらず、月齢見直しを諮問した目的についての質問があった。これに対して、厚生労働省は「中間とりまとめ」の結論部分の文言にもとづいて、科学的合理性を確保するためであると回答した。

この結論部分の文言は、座長一任後に修正されたものであった。この文言に関連して、金子座長代理から科学者と行政の立脚点の相違により異なる受け止め方がなされたこと、「中間とりまとめ」の作成作業を少し急ぎすぎた感のあったことを指摘する総括的発言があり、吉川座長からは、この総括を評価する発言があった。品川委員は、月齢見直し後に 3 年間の経過措置があるにもかかわらず、諮問を急ぐ理由が不明であると発言した。これに対して、厚生労働省はこの経過措置は混乱回避を目的としたものであると回答した。